

## 牛海綿状脳症（BSE）を疑う牛の確認について

### 1 経緯

- (1) 8月6日、千葉県下の酪農家で飼育されていた乳用牛1頭（ホルスタイン種、雌、5歳）が食肉処理場でと畜されたが、起立不能を呈していたため、食肉処理場で脳（延髄）を採取し、（独）動物衛生研究所（以下「動衛研」という。）で検査を実施した。  
なお、当該牛は全て廃棄され、食用には供されていない。
- (2) 動衛研では、BSEの確定診断法の一つであるプリオニクステストにより陰性を確認（8月15日）した。
- (3) 千葉県は、動衛研でのプリオニクステストが陰性であったこともあり、当該検体を通常の病性鑑定対象として処理することとしたが、その病性鑑定検査として実施した病理組織学的検査で脳の組織に空胞を認めたことから（8月24日）、念のため、当該病理組織学的検査用材料を動衛研に送付（9月6日）した。
- (4) 動衛研においても、当該材料の病理組織学的検査により空胞を確認したことから、確定診断の一つである免疫組織化学的検査を実施したところ、陽性の反応を得た（9月10日）。

### 2 当面の措置

- (1) 明日、確定診断のために、「牛海綿状脳症に関する技術検討会（座長：小野寺節 東京大学教授）」を開催し、牛海綿状脳症の国際リファレンス研究所（英国獣医研究所又はスイスベルン大学）での検査が必要であるか否かを含め検討することとしている。
- (2) また、検査結果を踏まえ、本日、農林水産省に対策本部を、千葉県に防疫対策本部を設置するとともに、本病の診断及び防疫対策の的確な推進に資するため、既に設置されている「牛海綿状脳症に関する技術検討会」に加え、「牛海綿状脳症防疫委員会」を農林水産省に設置することとした。
- (3) 発生農場の飼養牛については、既に隔離を指示したほか、直ちに当該牛の導入経路・飼料の種類及び給与状況等、本病発生に係る疫学調査を実施することとしている。  
更に、BSEの潜伏期間（2年～8年）を考慮し、当該牛の導入元農場等において感染が疑われる場合には、併せて隔離を指示する予定である。
- (4) 今後とも、防疫推進の徹底と風評被害防止のため、プレスリリースの発出等により適切な情報の提供に努める。

#### (参考)

国際獣疫事務局（OIE）の基準では、BSE発生国からの輸入にあたり除外すべき部位として「脳、眼、脊髄等」が指定されているが、「筋肉（骨格筋）、生乳、舌、肝臓、心臓、胃等」はこれらには含まれない。

連絡先

農林水産省生産局畜産部衛生課

宮島衛生課長

電話:03-3591-6584(直通)

杉浦国際衛生対策室長

電話:03-3502-8388(直通)

担当:小野寺、前間

電話:03-3502-8111(内線4035)

直通:03-3502-0556